

令和3年第13回

美里町農業委員会総会議事録

第13回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年12月24日(金) 午後1時30分から午後2時26分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	13番	尾形 司	14番	古内 世紀
15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子		

欠席委員(2名)

11番 澁谷 正行 12番 久道 雄悦

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約について
3. 利用権設定の合意解約による通知について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年12月事業報告について
2. 令和4年 1月事業予定について
3. その他

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 菊地 和則
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	定刻になりましたのでただいまより、令和3年第13回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。
議長	これより令和3年第13回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日、11番澁谷正行委員と12番久道雄悦委員から欠席の申出がございましたので、出席委員は14名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。2番福田なほ子委員、3番鈴木幸博委員のお二人をお願いいたします。
議長	報告事項に入ります。報告事項1番、農家相談日について、12月6日と12月20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。 初めに、12月6日の担当委員より報告をお願いいたします。
福田なほ子委員	2番福田より報告いたします。 12月6日、201会議室におきまして、伊藤会長、佐々木幸一郎委員、私福田の3人で担当いたしました。相談件数は2件です。 1件目は、●●地区●●にお住まいの●●●●さんという方で、奥さんと二人で相談に見えられました。●●さんは現在病気療養中のため、水田2.5ヘクタールを委託したいという相談でした。これに対し、近隣の担い手の方を探して後日連絡いたしますという返事をいたしました。 2件目は、●●●●地区の●●●●さんという方で、相談内容は亡き●●●●さん名義の田を農協の作業受委託を通じて作付し、相続人代表である孫の口座に小作料を振り込んでいたが、その孫も亡くなり、口座が凍結されたため、昨年分の小作料が支払えませんでした。今年になり、孫嫁の代理人である●●●●県弁護士会所属の弁護士から連絡があり、その弁護士に昨年と今年の2カ年分を支払ったということです。 自分は今後、ここを作付する意思はないが、耕作放棄地になるのではないかという心配をしてお見えになりました。これに対しまして、以前、事務局にも相談したことがあるとのことなので、事務局から孫嫁さんに連絡をしてもらい、今後ここをどのようにしたいのかの意向確認をしたうえで、●●●●さんに連絡いたします、という返答をいたしました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。
引き続き、12月20日の担当委員より報告願います。

渡邊雅光委員

次に12月20日の農家相談として、4番渡邊より報告申し上げます。

201会議室で、伊藤会長と私渡邊の2人で対応しました。当日当番だった3番鈴木幸博委員は急用ができ、欠席でございます。

相談件数は1件で、●●地区●●の●●●さんの娘さんと、もう一人同行者の方のお二人が11時頃にお見えになりました。

相談内容ですが、所有者である●●●●●さんが死亡したため、現在30アールの水田を受託し耕作しているが、不動産会社の方から当初●●万円、次に総額で30アール●●万円で購入してほしいという打診があったということでの相談でございました。●●●さんとしては今のままで耕作したいが、不動産会社から購入の打診があったので、どのようにしたらよいか迷っている、とのことでした。

この筆を農地台帳で確認したところ、担い手として農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業で、令和9年12月4日までの契約ですので、合意解約がなければ耕作権はそのままです。従来どおり耕作してもよい、というお話を申し上げました。

また、購入に関しては、30アールで●●万円であれば相当お得になるので、購入したほうがよろしいのでは、というお話も申し上げました。

ただし、これについては以前、邊見会長職務代理者にも相談した経過があるということですので、不動産屋さんに再確認をしたうえで、邊見会長職務代理者と相談しながら進めた方がよろしいのでは、というお話を申し上げました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案、議案番号223番から226番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 休憩いたします。(13:55)

(休憩中に9番片倉澄子委員が所用により退席する)

議長 再開いたします。(13:58)

事務局 (引き続き、第2号議案、議案番号227番から239番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

議長 3番鈴木幸博委員。

鈴木幸博委員 3番鈴木幸博です。
議案番号の●●●番と●●●番、本来であれば利用権設定は5年、10年というのが普通かなと思われるんですけども、3年という短い期間の設定には何か理由があったのかということをお聞きさせていただきます。

議長 事務局、回答願います。

事務局 3番鈴木幸博委員のご質問にお答えします。
議案番号●●●番と●●●番について、3年間という短い期間の契約の理由でございますが、これはこの地域が圃場整備のこれから工事が入る区域、今後一時利用地となることが想定される地域でございます。工事が始まった際にはまた改めて担い手間の調整です

とか、移動があるということが想定されますので、まずは3年間、様子を見ましょうということで、両者で合意されたようでございます。

鈴木幸博委員

わかりました、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、17議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告いたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、12月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

我妻卓美委員

農地調査委員会は、伊藤会長が公務により欠席しましたが、今月も小野保裕委員と私我妻の2名が担当し、邊見会長職務代理者、事務局から高橋次長、澤村係長の計5名により、12月13日に現地調査を行いました。

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についての件、番号1については、現地は●●字●●●●に位置しており、転用目的は建設業の資材及び骨材置場、10トンダンプ等の駐車場の設置です。周辺には10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地と判断いたしました。しかし、第1種農地の転用が許可される条件である周辺地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することや、農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、

定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第13回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和4年 月 日

会 長

署名委員
議席2番

署名委員
議席3番